（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第四十四条の四**　法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。 **第四十四条の五**　（略）	（新設） **第四十四条の四**　（略）

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるもの等） **第二十四条の二**　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。）とする。 2　法第二十四条第二項の健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業は、生活保護法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業とする。 （法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの） **第二十七条**　法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関とする。	（新設） （新設）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第八条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）